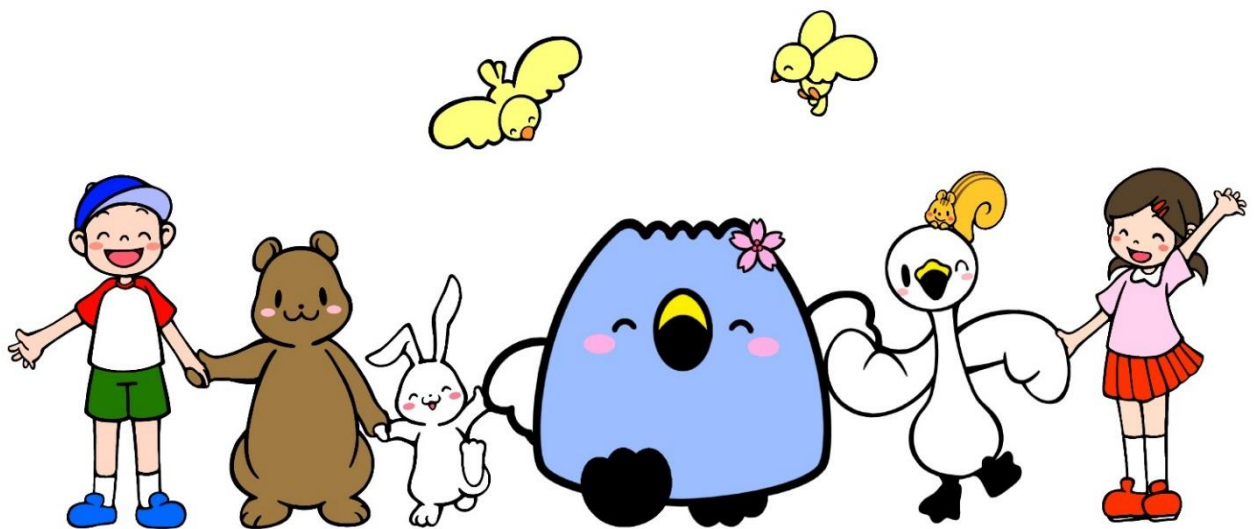


第2次 阿賀野市みんなで支えよう 「こころ」と「いのち」を守る 行動計画

(自殺総合対策)



令和 元 年 1 2 月
阿 賀 野 市

は じ め に

阿賀野市では、自殺対策を推進するため、平成 26 年 4 月に「阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る条例」を施行しました。

翌年、平成 27 年に計画期間、推進体制、数値目標を具体的に示し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策行動計画（第 1 次）を策定しました。



全国では、平成 10 年以降、年間の自殺者数が連続して 3 万人を超える状況が続いていましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、平成 22 年以降は減少が続き、平成 24 年以降は 3 万人を下回る現状であります。

しかし、いまだに年間 2 万人を超える多くの方が自ら尊い命を絶たれる状況は続いています。

平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、自殺対策は「生きることの包括的な支援」と位置づけられました。阿賀野市では、既存の事業を最大限生かし、「生きることの包括的支援」を推進するため、本計画の策定に取り組みました。

本計画の実行を通して、阿賀野市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、悩み苦しむ人が孤立せず、家族や地域全体が支え合える、あたたかい阿賀野市になることを目指します。

最後に、この自殺総合対策行動計画策定にあたり、ご尽力いただきました阿賀野市自殺対策推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 元 年 1 2 月

阿賀野市長 田 中 清 善

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	P 1
2 自殺対策における国の基本方針	P 2
3 計画の位置づけ	P 4
4 計画の期間	P 4
5 計画の数値目標	P 4

第2章 阿賀野市における自殺の特徴

1 自殺者数の推移	P 5
2 3か年平均による自殺死亡者数の推移	P 5
3 性別の比較	P 6
4 性別・年代別自殺者数	P 6
5 同居人の有無	P 7
6 自殺未遂者の有無	P 7
7 職業別にみた自殺者の状況	P 8
8 自殺の原因・動機	P 8
9 地区別自殺者の特徴	P 9

第3章 これまでの取り組みと評価

1 全体の目標達成状況	P 10
2 第1次計画（平成27年～平成30年）の取組状況と評価	
【重点事項】（1）自殺予防に向けた普及啓発の推進	P 11
【重点事項】（2）市民、関係民間団体及び行政が一体となった 自殺予防対策の推進	P 12

【重点事項】（３）自殺予防のための相談体制整備及び連携の強化	・・・	P 13
--------------------------------	-----	------

第4章 「こころ」と「いのち」を守る自殺総合対策における取組

1 施策の体系	・・・	P 15
2 基本施策		
【基本施策１】地域における連携・ネットワークの強化	・・・	P 16
【基本施策２】自殺対策を支える人材の育成	・・・	P 17
【基本施策３】市民への啓発と周知	・・・	P 18
【基本施策４】生きることの促進要因への支援	・・・	P 19
【基本施策５】児童生徒のSOSの出し方に関する教育	・・・	P 22
3 重点施策		
【重点施策１】高齢者への支援の充実	・・・	P 24
【重点施策２】経済・生活面を含む包括的な支援	・・・	P 25
【重点施策３】こころの健康づくりの推進	・・・	P 27

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制	・・・	P 29
2 関係者の役割	・・・	P 30

第6章 関係資料

阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る条例	・・・	P 33
阿賀野市自殺対策推進協議会設置要綱	・・・	P 36
阿賀野市自殺対策推進協議会委員名簿	・・・	P 37
阿賀野市庁内自殺対策会議名簿	・・・	P 38
自殺対策基本法	・・・	P 39
生きる支援関連施策一覧	・・・	P 45
相談窓口一覧	・・・	P 48

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

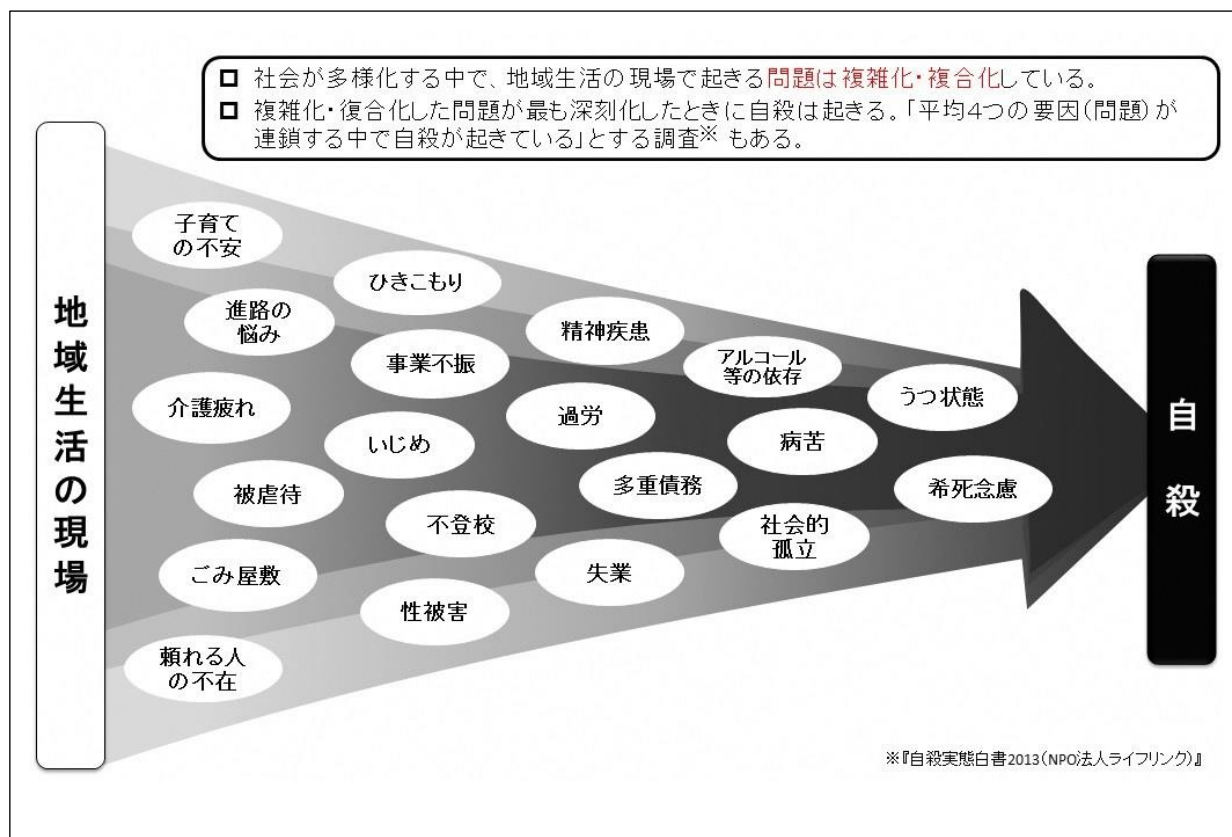
平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は年々減少傾向にあります。

しかし、自殺者数の累計は毎年2万人を超えているなど、非常事態はまだまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することとされました。また、平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるとして、社会的且つ総合的な取組の必要性が述べられています。

これらの背景を踏まえ、全市的な取組として自殺対策を推進するため、この度「阿賀野市自殺総合対策行動計画」（第2次）を策定し、当市の自殺対策の指針とします。

図1-1 自殺の危機経路のイメージ図（自殺実態白書2013 NPO法人ライフリンク）



2 自殺対策における国の基本方針

自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

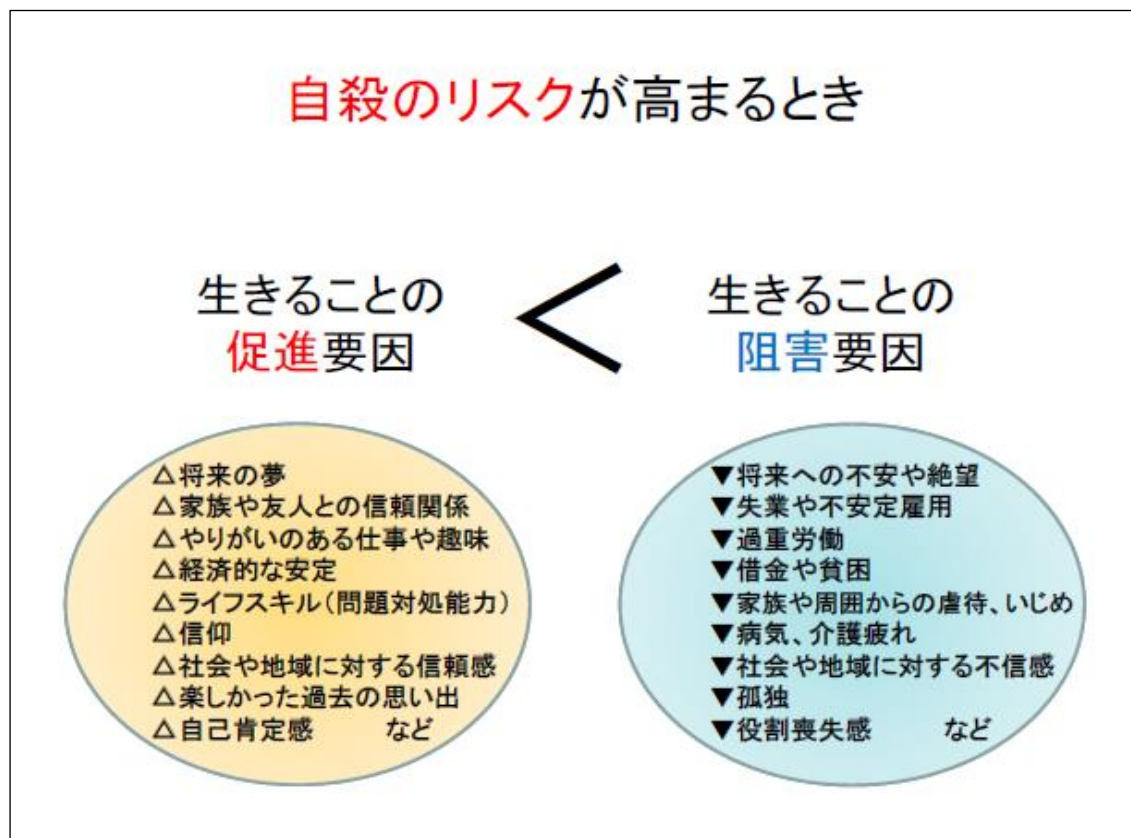
- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

図2-1 自殺のリスクが高まるとき（NPO法人ライフリンク）



（２）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の取組にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療・保健・福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、において強力、かつ総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的に連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「事前対応の更に前段階での取組」として、学校における、児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

（４）実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企

業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。関係団体や民間団体、企業には、活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

3 計画の位置づけ

本計画は、阿賀野市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づく「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえたものです。また、市の最上位計画「阿賀野市総合計画」を基本とし、健康増進計画「健康あがの21計画」と整合性を持ちながら、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年から令和7年までの6年間とし、関連計画の「健康あがの21計画」と一体的に取り組むを推進します。

(年度)							
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
第2次 健康あがの21計画					第3次 健康あがの21計画		
第2次 阿賀野市自殺対策行動計画					第3次 計画		

5 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、「平成38年までに自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させる」ことを目標としています。

阿賀野市の平成27年から平成29年までの3か年の平均自殺死亡者は、11.3人となっていますので、令和7年度までに（令和4年から令和6年の人口動態統計より自殺死亡者数平均）7人以下とすることを目標とします。

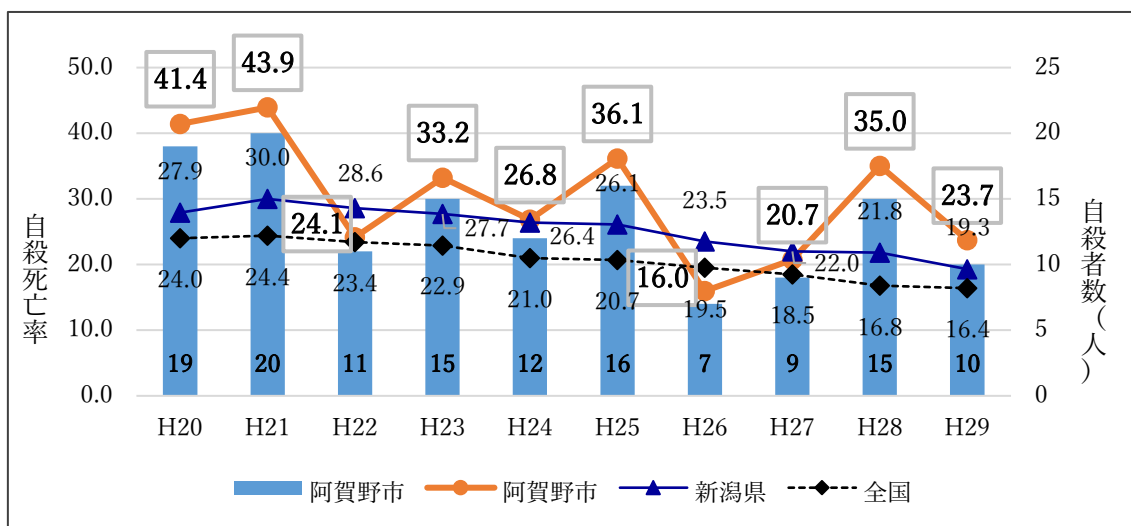
第2章 阿賀野市における自殺の特徴

1 自殺者数の推移（自殺者数・自殺死亡率）

平成29年の本市の自殺者数は10人でした。また平成20年から平成29年の本市の10年間における自殺者数の推移をみると、平成21年をピークに増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

自殺死亡率も増減を繰り返しながら減少傾向にあります。平成29年の本市の自殺死亡率の23.7（人口10万人当たりの自殺者数）は、新潟県19.3、全国16.4と比較しても高い状況にあります。（図1）

図1 自殺死亡率（人口10万人対）・自殺者数の推移

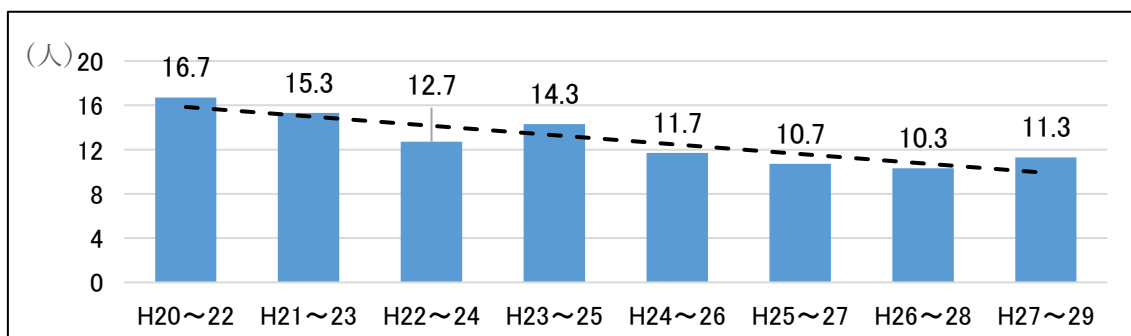


資料：人口動態統計（厚生労働省）

2 3か年平均による自殺死亡者数の推移

阿賀野市の人口規模では単年ごとに自殺死亡者数が大幅に増減しているため、平成20年から平成29年までの自殺者数について、3か年平均の数値で推移をみると、緩やかに減少傾向にあります。（図2）

図2 3か年平均による自殺死亡者の推移（平成20年～29年）

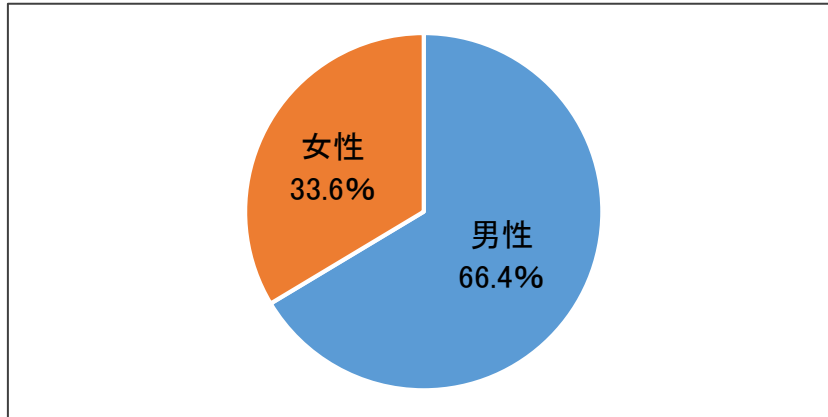


資料：人口動態統計（厚生労働省）

3 性別の比較

平成20年から平成29年の本市の10年間における累計自殺者数を性別でみると、男性が女性の約2倍となっています。（図3）

図3 阿賀野市自殺者数の性別（平成20～29年累計）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

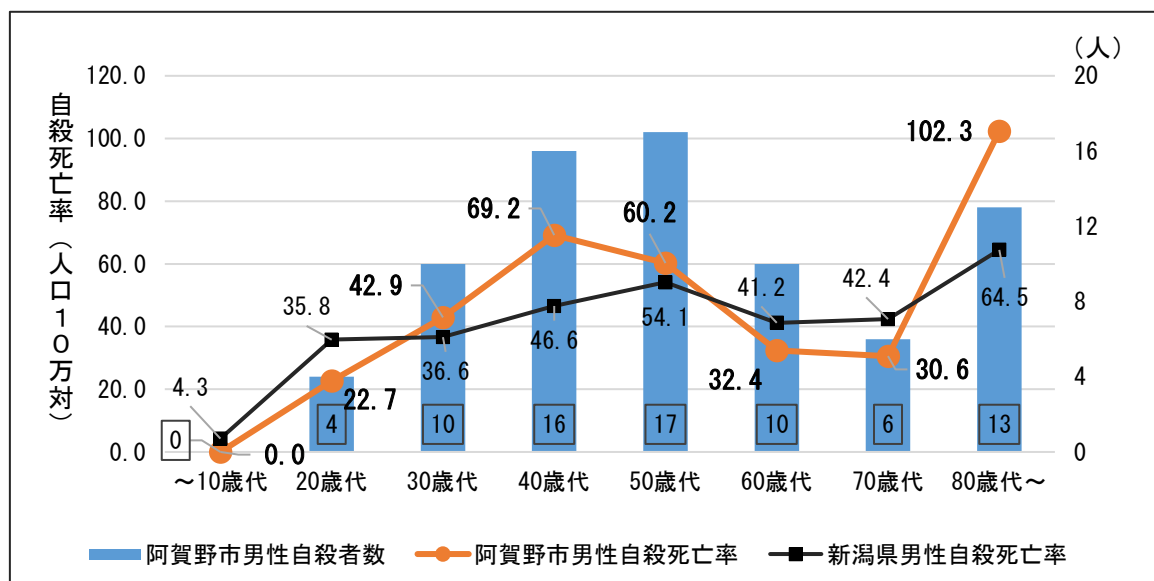
4 性別・年代別自殺者数

男性の自殺者数では、40歳代から50歳代に多い傾向があります。自殺死亡率では、80歳代以上（102.3）が最も高く、県と比較して30ポイント以上の開きが見られました。20ポイント以上開きが大きいのは、40歳代でした。

女性の自殺者数では、80歳以上に多い傾向があります。自殺死亡率では、80歳代以上（45.5）が最も高く、県と比較して10ポイント以上の開きが見られました。

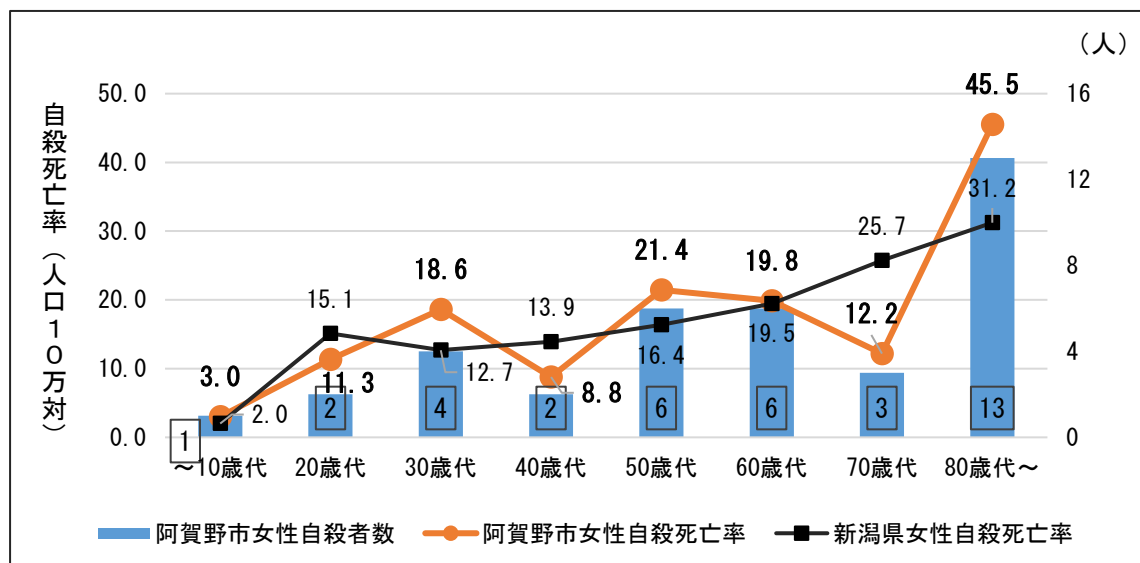
（図4-1・4-2）

図4-1 年代別自殺者数と自殺死亡率（男性）（平成21年～29年累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図4-2 年代別自殺者数と自殺死亡率（女性）（平成21年～29年累計）

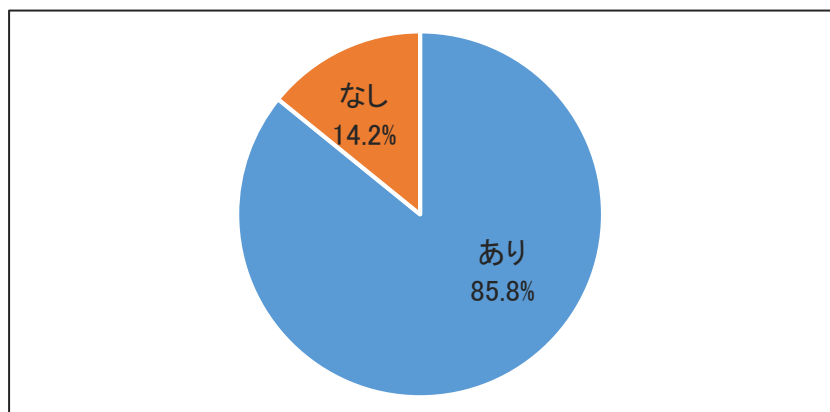


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

5 同居人の有無

自殺者のうち、同居人がある人の割合は85.8%で、県の79.9%を上回っています。
（図5）

図5 同居人の有無（平成21年～29年の累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

6 自殺未遂者の有無

平成21年から29年までの9年間における自殺者のうち、「自殺未遂歴あり」が31.6%と県よりも高くなっています。また、男性よりも女性に自殺未遂歴が多い状況にあります。（図6）

図6 自殺未遂歴があった自殺者の割合（不詳を除く）

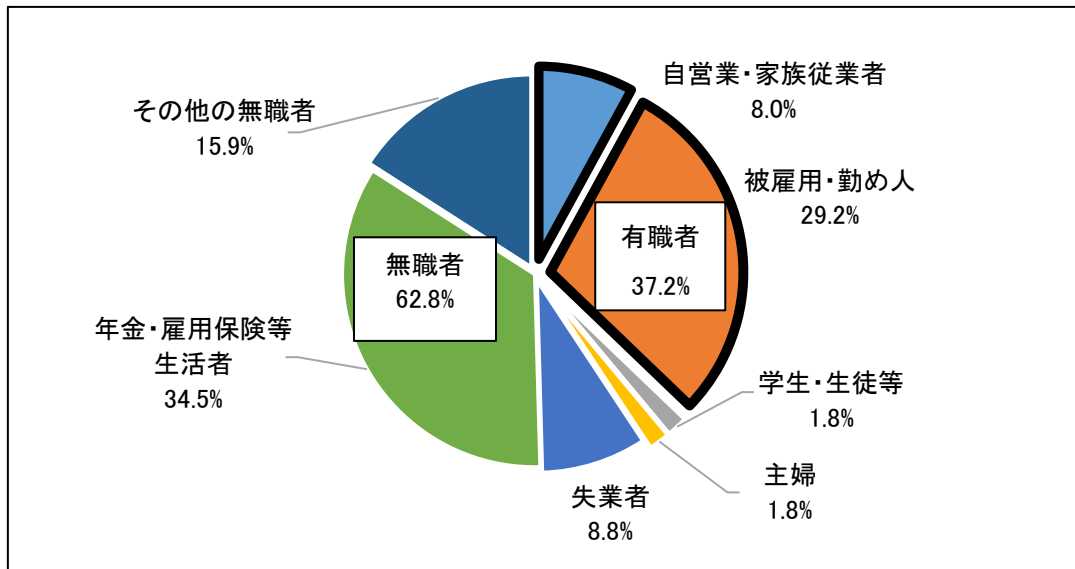
	計	男性	女性
阿賀野市	31.6%	20.8%	50.0%
新潟県	22.3%	17.8%	31.3%

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

7 職業別にみた自殺者の状況

自殺者のうち、有職者と無職者の比率は無職者の割合が多くなっています。内訳は、有職者の2割が自営業・家族従業者で、無職者の約半数は年金・雇用保険等生活者が占めています。（図7）

図7 職業別にみた自殺者割合（平成21年～29年の累計）



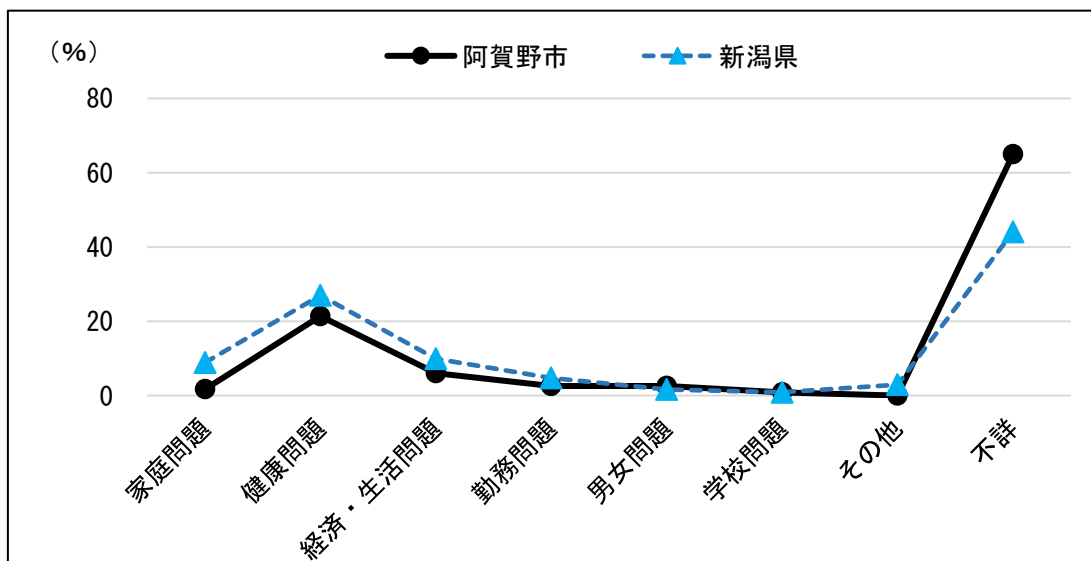
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

8 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機をみると、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっています。（図8）

健康問題では、さまざまなこころの病気（うつ病等）の影響を受けていたり、身体の病気の悩みが多い傾向にあった。

図8 原因・動機別の自殺者割合（平成21年～29年の累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

9 地区別自殺者の特徴

平成20年から29年の地区別自殺死亡率を見ると、市平均が29.6のところ、笹神地区は54.5と高くなっています。

地区別年代別割合では、安田地区は、40歳代50歳代の割合が高く、地区全体の45.5%を占めています。京ヶ瀬地区は、高齢者層の特に80歳以上の割合が高く、地区全体の37.5%を占めています。水原地区は、年代による大きな差はありませんが、60歳代の割合が18%と、他地区より高く、20歳代も他地区に比べ全体に占める割合が高くなっています。笹神地区は、80歳以上が30.4%と高く、50歳代も26.1%と他地区に比べて高くなっています。（図9・10）

図9 地区別自殺死亡率（H20-29平均） 保健師の活動まとめより

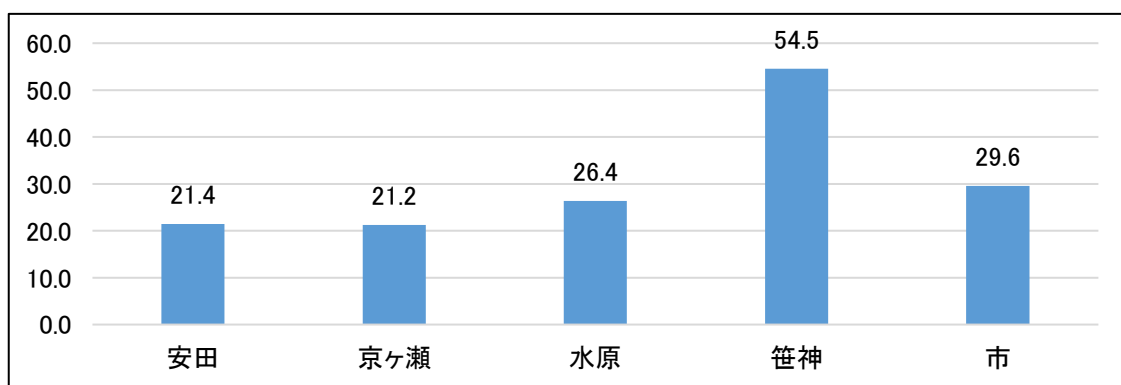
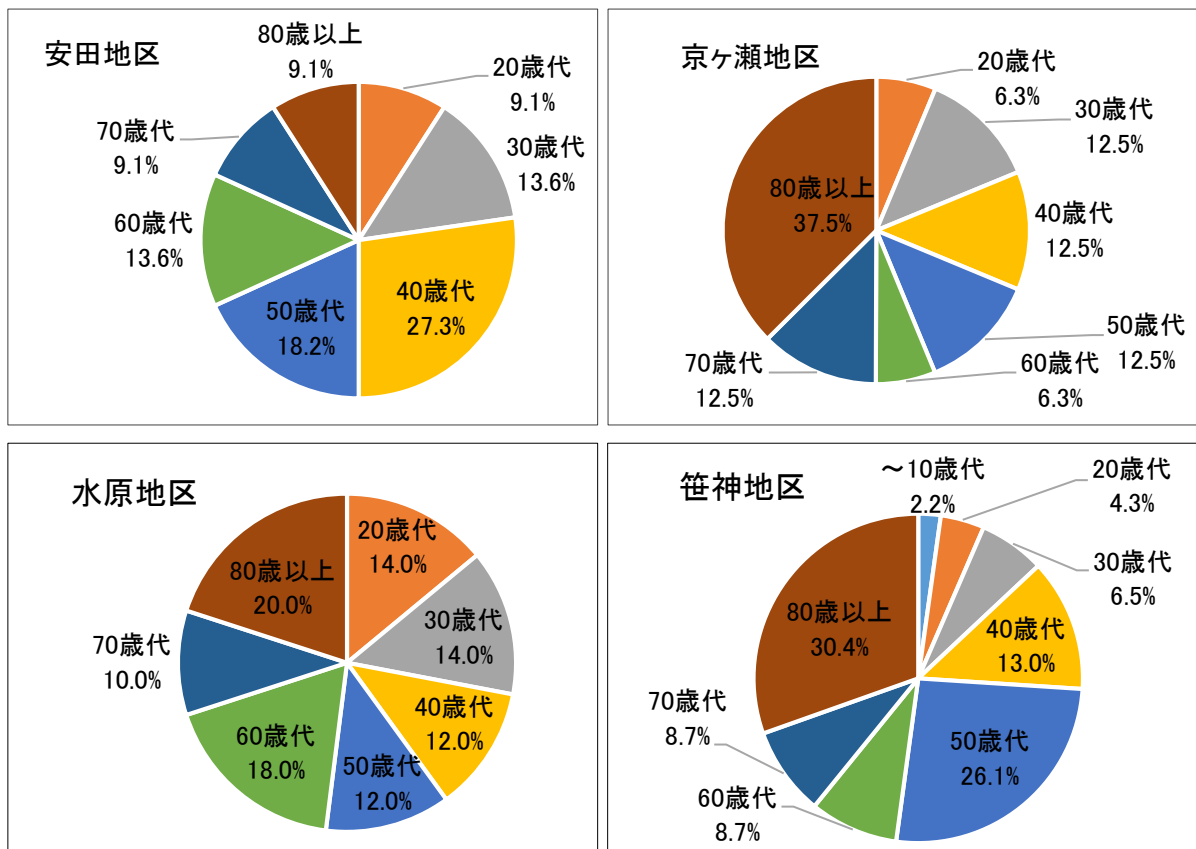


図10 地区別年代割合 保健師の活動まとめより



第3章 これまでの取り組みと評価

1 全体の目標達成状況

「自殺総合対策大綱」において、国は平成17年の自殺死亡率を平成28年までに20%以上減少させることを目標としています。

阿賀野市では、平成27年10月に策定した一次計画において、国の示す上記目標値を参考に、平成26年を基準年として、計画期間の最終年の平成31年における自殺死亡率を20%以上削減することを基本目標としました。

本市の人口規模では単年毎で自殺死亡者数（率）が大幅に増減するため、平成24年から平成26年までの3年間の自殺死亡者数の平均である11.7人を基準とし、平成29年から平成31年までの3年間の自殺死亡者数が基準値より20%削減した9.4人を下回る9人を目標とし、市民、関係民間団体及び行政が連携しながら、3つの重点事項に沿った自殺対策に取り組んできました。

その結果、平成27年から平成29年までの3か年の自殺死亡者の平均値は11.3人とわずかな減少となりました。

年	基 準 値	目 標 値	平成27～29年平均
	平成24～26年平均	平成29～31年平均	
自殺死亡者数 (自殺死亡率)	11.7人 (26.3)	9人 (21.0)	11.3人 (26.5)

人口動態統計より

※ 自殺死亡率・・・人口10万人あたりの自殺死亡者数

2 第1次計画（平成27年～平成30年）の取組状況と評価

【重点事項】（1）自殺予防に向けた普及啓発の推進

① 普及啓発活動の推進

【これまでの取組】

広報や市ホームページ、講演会等で、条例の周知や自殺予防に関する総合的な情報や相談窓口等の情報提供を行い、普及啓発に努めました。

また、市立図書館におけるこころの健康図書コーナーの設置や、市庁舎窓口での相談窓口のチラシ設置などPRに取組ました。

働き盛り世代に向けて、希望する企業や団体等へ出前講座を行い、こころの健康について啓発を実施しました。

【課題】

今後も、自殺に対する理解を進め、気軽に利用できるよう各種相談窓口について情報を提供するなど普及啓発活動の継続が必要です。

また、各地区、事業所、小中学校で講演会等を実施し、「いのち」の大切さやこころの病気に対する知識と理解を深め、より一層の普及啓発活動が必要です。



② 自殺の実態把握

【これまでの取組】

自殺対策推進協議会や市内自殺対策会議において、自殺関係統計資料の把握を毎年行い、現状から取り組みの課題と対策について検討し、各事業を連携しながら実施することができました。

【課題】

高齢者の自殺死亡率が高く、県と比較しても大きく乖離しています。また、働き盛り世代の男性の自殺率も高い傾向にあります。

市の実態を関係機関と情報共有し計画を推進するとともに、自殺率の高い年代に向けた働きかけが必要です。

【重点事項】（２）市民、関係民間団体及び行政が一体となった自殺予防対策の推進

① 市民が主体となった事業の推進

【これまでの取組】

阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る条例の中では、家族や地域全体で支え合うことの重要性を謳っています。一般市民、精神保健福祉ボランティアや民生委員、市職員、商工業者などに対して、こころの病気やこころの健康の保持増進について理解を深め、普及啓発・人材育成を実施しました。

【課題】

今後も継続的にこころの健康について普及啓発を行いながら、日ごろから地域住民と接する機会の多い民生委員や関係団体や地域ボランティアなどにもゲートキーパーの役割について広め、家族や地域全体で支え合える働きかけが必要です。

② 官民連携の推進

【これまでの取組】

市民、関係民間団体と行政との連携強化や一体的な取り組みの充実を図るため、市の現状や自殺対策の取組状況を確認し、年2回自殺対策推進協議会の中での意見を反映しながら計画を実施することができました。

【課題】

今後も、実態や取組状況を自殺対策推進協議会の中で共有し、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを行うことが必要です。

③ こころの健康づくりの推進

【これまでの取組】

こころの健康講座を各地区で実施しました。参加者へのアンケートでは、半数以上がこころの健康講座に参加する機会がなかったと回答し、身近な会場で普及啓発する必要性を感じました。

【課題】

市民、関係機関や団体等に対して引き続き、こころの健康の保持や増進について普及啓発を行いながら、市民に対し、自殺対策に理解が深まるような取り組みを推進していく必要があります。また、各年代の特性を考慮し関係機関と連携しながら継続して実施する必要があります。

④ こころの病気の早期発見の促進

【これまでの取組】

集団健診時にうつスクリーニングを実施し、気軽に誰でもこころの健康について自己診断できるようにうつスクリーニングチェックシートを全戸配布しました。

また、妊産婦や子育て世代、働き盛り世代などにおいても、こころの不調者の早期発見のため訪問等でこころの健康チェックを実施し、あわせて相談窓口のPRも行いました。こころの不調者について訪問等で継続的に保健師や関係機関とつながりを持つことや、医療機関や必要な支援につなげることができました。

【課題】

自殺の原因・動機の多くが健康問題であり、その中でもうつ病等の精神疾患の占める割合が高くなっています。

訪問事業などから生活背景などを分析し、必要な支援について関係機関と情報を共有しながら連携していく必要があります。

【重点事項】（３）自殺予防のための相談体制整備及び連携の強化

① 自殺予防に関する相談窓口の充実

【これまでの取組】

経済・生活面の問題、健康問題に関する専門窓口の充実や相談機関相互の連携強化を図るため、関係機関や団体と連携しながら、誰もが相談しやすい体制づくりに努めてきました。

毎週水曜日の健康相談日に合わせ、第2、4水曜日は予約不要のこころの健康相談ができる体制づくりを行い、来所相談以外にも随時電話相談・訪問なども行いました。

【課題】

相談機関に関する情報を様々な機会を活用し、市民へ提供していくことが必要です。引き続き、相談窓口の充実や相談機関相互と連携強化を図ることが必要です。

② 各種相談機関ネットワークの強化

【これまでの取組】

自殺対策推進協議会や庁内自殺対策会議において、市の現状や取り組み状況の確認、意見交換などを行いながら、見守り・相談体制の充実を図りました。

庁内自殺対策会議において、自殺対策強化月間の取組み協力をし、庁内窓口での相談窓口のPRチラシや卓上のぼりでの周知や、市立図書館にてこころの健康図書コーナーの設置等を、行政、産業、教育、医療、地域団体とともに、自殺対策の取組を行う体制が図られました。

【課 題】

今後も、引き続き途切れのない支援を考えるうえで、行政、産業、教育、医療、地域団体と実態を共有しながら、相談体制の充実だけでなく、自殺対策の取り組みの連携強化をしていくことが必要です。

③ 相談従事者等の資質の向上

【これまでの取組】

相談従事者のスキル向上を図るため、関係機関と連携しながら研修を行いました。

研修会の中で、相談業務に係わる関係機関とお互いの情報や役割などを共有しながら、対象者の理解を深めることができました。

【課 題】

自殺の背景には、様々な問題があるため、実態に合わせ、行政や関係機関と問題を共有しながら引き続き学びの機会を持ち、今後もスキルの向上を図ることが必要です。



第4章 「こころ」と「いのち」を守る自殺総合対策における取組

1 施策の体系

阿賀野市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、悩み苦しむ人が孤立せず、家族や地域全体が支え合えるあたたかい阿賀野市になること基本目標とし、市の行動計画施策の体系を3つの施策群で構築します。

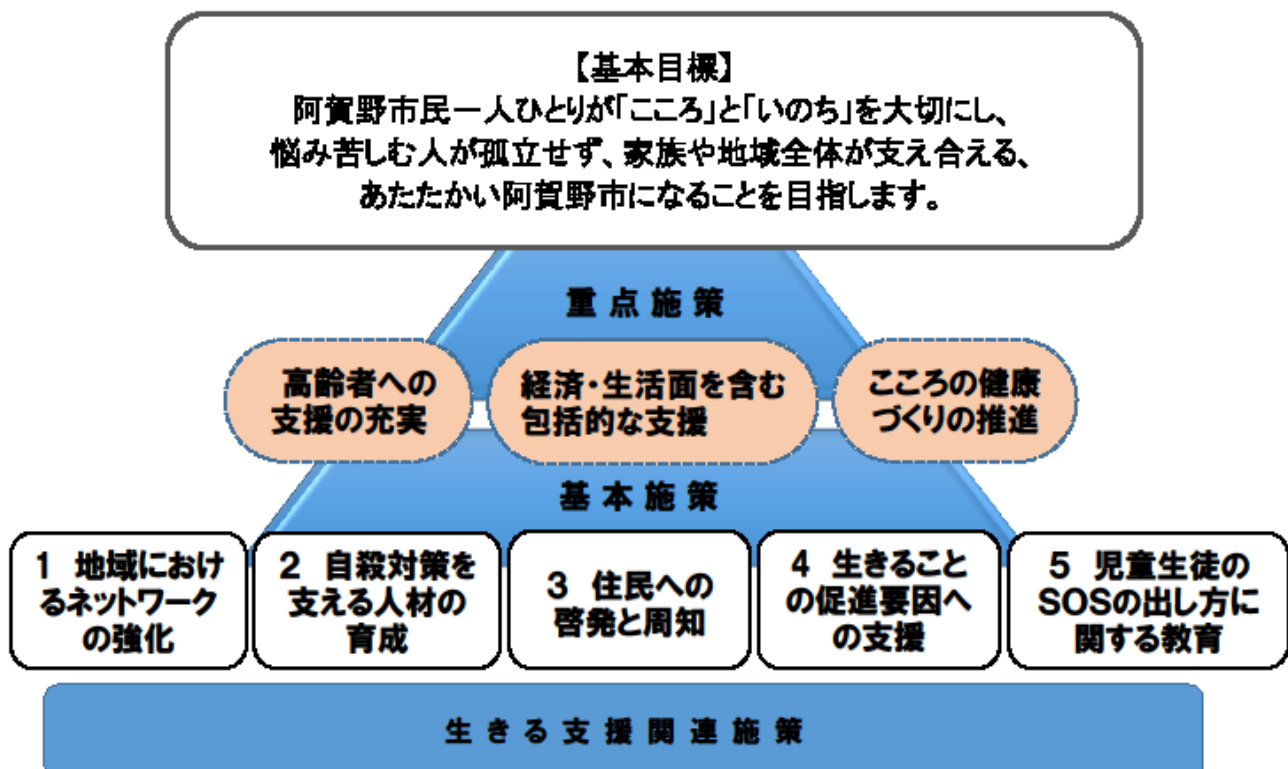
国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村において共通して取組むべきとされている「基本施策」、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、そして、本市で既に実施している様々な事業のうち、自殺対策に関連する取り組みを地域全体で推進していく「生きる支援関連施策」の3つの施策です。

「基本施策」は、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。

「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因である生活問題や経済問題、こころの健康に焦点を絞った取組です。

「生きる支援関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していくものです。

第2次 阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る 行動計画(自殺総合対策)



2 基本施策

【基本施策1】 地域における連携・ネットワークの強化

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

(1) 地域におけるネットワークの強化

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
自殺対策 推進協議会	市民、関係機関、職域に携わる民間団体等が集まり、市の自殺対策に関する協議を行い、自殺対策の支援体制の整備等、自殺対策を推進します。	【健康推進課】 ほか
自殺対策庁内会議	自殺対策について庁内関係課と問題の共有や緊密な連携を図り、一体的な取組を推進します。	【健康推進課】 ほか

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
生活困窮者自立 支援事業支援 調整会議	生活困窮者自立相談支援事業の実施に際し、関係機関やその他の団体が相互に連携を図り、対象者にあわせた支援をします。	【社会福祉課】 (社会福祉協議 会に委託)
地域ケア会議	高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を効果的に推進します。	【高齢福祉課】
障がい者自立支援 協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を行い、関係機関の連携体制の強化を図ります。	【社会福祉課】 障がい者基幹相談センター
いじめ問題対策 連絡協議会	いじめ防止に関する関係機関連携のため、必要事項について調査審議を行います。	いじめ問題対 策連絡協議会
要保護児童対策 地域協議会 代表者会議	子どもの虐待発生の予防、虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関との連携体制の強化を図ります。	【健康推進課】

評価指標

評価指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和7年）
自殺対策推進協議会開催回数	2回 / 年	2回 / 年
自殺対策庁内会議開催回数	1回 / 年	1回 / 年

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいてはじめて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で基礎となる重要な取組です。自殺対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけではなく、市民や職域に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

（１）さまざまな職種を対象とする研修

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
自殺対策関係者 対応研修会	自殺のリスクが高いケースへの対応力を向上させることを目的に、自殺未遂者等の支援者の研修会を実施します。	【健康推進課】 ほか
専門職・支援者 向けゲート キーパー研修会	保健、医療、介護、福祉、経済、労働等様々な分野において相談・支援等を行う市職員や市内の相談機関に従事する職員や居宅介護支援事業所の支援員などに対し、気づき、声かけ、聞く、つなぐ、見守りのできる体制づくりのために、人材養成を行います。	【健康推進課】 高齢福祉課 社会福祉課 相談支援事業所 社会福祉協議会 ほか

（２）市民を対象とする研修

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
市民向けの ゲートキーパー 研修会	日ごろから地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、関係団体、地域ボランティア等にゲートキーパーの人材養成を行います。	【健康推進課】 高齢福祉課 社会福祉課 生涯学習課 ほか
職域へのメンタル ヘルス出前講座	職場の働き盛り世代に向け、メンタルヘルスの出前講座を実施し、こころの健康や自殺予防について普及啓発を実施し、職場でのメンタルヘルスに取り組むきっかけをつくります。	【健康推進課】 商工観光課 商工会
精神保健福祉ボラ ンティア育成事業	精神保健福祉ボランティアの養成講座や研修会を開催します。	【健康推進課】 社会福祉課

評価指標

評価指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和7年）
「ゲートキーパー」ということばを知っている市民の割合	7.9%	増加
専門職・支援者向け、市民向けゲートキーパー研修会	年2回	年2回

【基本施策3】市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで、相談機関等に関する情報を、様々な接点を活かして市民に提供するとともに、市民の自殺対策に対する理解が深まるよう講演会等を開催します。さらに、9月の自殺対策推進月間、3月の自殺対策強化月間には、地域の広報媒体や図書館等の施設と連携し、地域全体への問題の啓発や相談先情報の周知を図ってきます。

(1) リーフレット等による周知

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
ポスター掲示及びリーフレット等の設置	庁内窓口や福祉関係機関、市内医療機関にチラシを設置し、相談窓口の周知を図ります。	【健康推進課】 ほか
職域へのリーフレット等の配布	商工会等と連携を図りながら市内の事業所に対して市の事業や相談窓口等の周知を図ります。	【健康推進課】 商工会 ほか
相談窓口のリーフレットによる周知	相談窓口の周知を高齢者の集まるサロンや市の事業等で配布し周知を図ります。	【健康推進課】 高齢福祉課 ほか
図書館でのテーマ展示	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせたところの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	【生涯学習課】

(2) 市民向け講演会やイベント等の開催

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
こころの健康講座	こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講演会や講座を開催します。	【健康推進課】 ほか
人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行います。相談窓口を広く知ってもらい、気軽に相談できる場所として周知します。	【市民生活課】 商工会 ハローワーク

(3) メディア媒体を活用した啓発活動

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）にあわせた普及啓発活動	自殺予防週間や強化月間に合わせ、普及啓発活動を行い、庁内窓口等に相談窓口のチラシの設置や市民全体にこころの健康・自殺対策について普及啓発を行います。	【健康推進課】 ほか
広報・ホームページの活用による普及啓発	広報やホームページで、自殺対策の取組の進捗状況を掲載します。	【健康推進課】

評価指標

評価指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和7年）
こころの健康講座の開催	年2回	年2回
一緒に住んでいる家族に 相談できる人の割合	80.0% （平成26年健康あがの21 アンケートより）	増加（令和元年目標値） 健康あがの21計画の目 標値に準じる。
一緒に住んでいる家族以外に 相談できる人や場所がある 人の割合	58.7% （平成26年健康あがの21 アンケートより）	増加（令和元年目標値） 健康あがの21計画の目 標値に準じる
ホームページにて 進捗状況の掲載	—	年1回

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことで、自殺のリスクを低減させる必要があります。

このことを踏まえ、「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を進めます。

（1）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
こころの健康相談	こころの健康についての不安や悩みの相談に保健師が電話や来所・訪問相談に応じます。	【健康推進課】
子育て全般の相談	こどもの発育発達や生活に関する心配事など、子育て全般の相談に保健師、栄養士などが応じます。	【健康推進課】
困りごと 合同相談会	当事者や家族が抱える複数の悩みや相談ごとについて、司法書士、土地家屋調査士、公証人、法務局、行政評価事務所、行政相談委員、人権擁護委員、保健師などより1か所で同時に相談することができます。	【市民生活課】 健康推進課 ほか
人権に関わる相談	離婚などの家庭内の問題、近隣間のもめごとなど様々な人権問題の相談に応じます。	【市民生活課】 人権擁護委員
無料法律相談	借金などのトラブルやDV、セクハラなどの悩みを抱えた住民に対し、弁護士、司法書士等の専門家へ相談の機会を提供します。	【市民生活課】
消費生活相談	消費者トラブル、契約に関する相談及び苦情処理に関する相談に応じます。	【市民生活課】

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
各種納付相談	各種税金や保険料の支払い、水道料金等の徴収の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談を、随時窓口で受付けます。必要に応じた支援のため、連携を図ります。	【健康推進課】 税務課 上下水道局 など
中小企業者向け 制度融資	中小商工業の育成振興を図るため、金融機関を通じて制度融資を実施します。	【商工観光課】
生活保護に 関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援をするほか、適切な関係支援先につなげます。	【社会福祉課】
生活困窮者 自立相談支援事業	阿賀野市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者に対して、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、「包括的」かつ「伴走型」の支援を継続的に実施し、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をします。	【社会福祉課】 (社会福祉協議会に委託)
障がい者基幹相談 支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。	【社会福祉課】 障がい者基幹相談支援センター
高齢者 総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができるように、地域包括支援センター阿賀野・笹神に高齢者の総合的な相談窓口を置き、高齢者・介護・認知症・権利擁護等に関する相談や介護、健康、医療など様々な面から総合的にサポートします。	【高齢福祉課】
自立支援 医療受給者訪問	精神疾患により通院治療を受けている市民を対象に、地区担当保健師が訪問を行い、生活や疾患の状況を把握し、必要な支援やサービスに早期からつなぐとともに、今後必要としている支援（サービス）についても検討します。	【健康推進課】
集団健診時 における うつスクリーニング の実施	特定健診受診者に対し、うつスクリーニングを行い、うつ該当者について保健師が訪問等を行い、必要に応じた支援を行います。	【健康推進課】
うつチェックリスト を用いた相談・ 訪問事業	40代、50代国保健診受診勧奨訪問時にうつチェックリストを用い聞き取りを行い、うつ該当者について保健師が相談や必要に応じた支援を行います。 自殺対策強化月間等にうつチェックリストを全戸配布し、相談を受付けます。	【健康推進課】

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
産後うつ スクリーニング 事業	新生児訪問時、産後うつ尺度をみるアンケート（EPDS）などを実施した結果、うつ傾向、育児不安が強い産婦については、必要に応じた支援をします。	【健康推進課】
介護予防把握事業	高齢者に対し、介護予防のための基本チェックリストを実施し、該当になった方に対して介護予防事業等につながるよう支援します。	【高齢福祉課】
介護予防普及 啓発事業	自治会単位で元気づくり教室や介護予防教室等を実施し、健康づくりに取り組む人を増やすことと共に、継続的に地域の集いの場となるように支援します。	【高齢福祉課】
元気長生き 応援事業	健康寿命日本一をめざし、元気な市民を増やすことを目的に、各地域に出向き運動教室を開催します。	【健康推進課】
各地区での 健康づくり教室	各地区で行う健康づくり教室の機会に、こころの健康や自殺予防のための支援方法（気づき、声かけ、聞く、つなぐ、見守り）について周知を行います。	【健康推進課】 ほか
生活支援体制 整備事業	地域を拠点として、住民が主体となり身近な場所を利用し、町内会及び関係機関と連携しながら、介護予防並びに地域コミュニティの活性化を図ります。	【高齢福祉課】
高齢者学級・ 女性学級	社会参加や地域づくりの推進を図ります。	【生涯学習課】
地域活動センター どれみハウス	障がいのため働くことが困難な人が、居場所、仲間づくりなど地域社会との交流、生活リズムを整える等、自分のペースで利用ができる場所です。	【社会福祉課】 (社会福祉協議会 に委託)
心カフエ絆	学校に行きたくない、家から出られない、仕事に行く気になれないなど悩んでいる人やその家族が集まり、安心してお話しできる場所です。	NPO 法人 市民ねっとあがの こども若者支援の会

(2) 自殺未遂者等への支援

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
自殺未遂者及び その家族への 相談支援	自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談があれば、関係機関の連携を取りながら、必要な支援の提供もしくは相談窓口の紹介等を行います。	【健康推進課】
二次医療圏との 連携体制の整備	関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図ります。	新発田保健所 健康推進課

(3) 遺された人への支援

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
自殺既遂者の 家族への支援	自殺既遂者の家族等からの相談があれば、関係機関と連携を取りながら、必要な支援の提供もしくは相談窓口の紹介等を行います。	【健康推進課】

(4) 支援者への支援

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
介護者のつどい ・認知症カフェ	介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場、医療・介護に携わる専門職等と集う場を開催します。	【高齢福祉課】
さくらの会 家族会・交流会	精神障がい者の家族に対して学習会や交流会を行い、精神疾患に関する知識の向上や、家族同士の交流を図ります。	【健康推進課】

評価指標

評価指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和7年）
生活困窮者自立支援により、 就労した人員数（累計）	—	現状値取得後に設定 します
社会参加・交流している 高齢者の割合 （市民アンケートより）	39.1% （平成29年市民アンケートより）	40%（平成32年の目標値） 総合計画の目標値に準じる

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

人生の中で誰もが経験する可能性のある大きな困難やストレスに直面した場合、それらの問題への対処方法や相談先に関する知識を早い時期から身に付けておくことが重要です。「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
SOS の出し方に関する教育の体制の整備や理解の促進	市内小中学校の実情に応じて、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的・実践的な方法を学ぶ「SOS の出し方に関する教育」の実施に向けて、体制の整備や理解の促進に取り組みます。	【学校教育課】

(2) 児童生徒からのSOSに対応する受け皿の整備

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
児童生徒の 支援体制の強化	市内小中学校において、不登校・いじめ等の問題行動やハイリスク児童生徒の早期発見や適切な対応に向けて、関係機関と連携・協力し、見守り体制の構築や寄り添う支援を行います。	【学校教育課】
学校教育関係者 に対する ゲートキーパー研修	児童生徒が発信する SOS のサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	【学校教育課】
スクールカウンセ ラー活用事業	早期解決のための支援を行うスクールカウンセラーが、いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行います。	【学校教育課】
スクールソーシャ ルワーカー 活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	【学校教育課】
教育相談 (いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	【学校教育課】

(3) 児童生徒のこころの育みの推進

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
小中学生へのいじ め対策を含め、 いのちの大切さの 普及啓発	市内小中学校において、いじめ見逃しゼロスクールなどの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見・即時対応・継続的な再発予防を図ります。	【学校教育課】
中学生への 人権擁護の普及 啓発	市内中学校において、人権教室や人権についての(グッズ等)普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	【市民生活課】
中学生への性 に関する学習会	市内中学校において、中学生から性に関する正しい知識を理解してもらうため、性に関する学習会を開催します。	【健康推進課】
高校生 ライフプラン 学習会	市内の高校において、将来の夢や希望を達成するために必要な行動や、今からできる準備などの知識を得てもらうため、学習会を開催します。	【健康推進課】

評価指標

評価指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和7年度)
SOSの出し方に関する教育を実施する中学校数	未実施	全校(4校)

3 重点施策

本市における自殺の現状を踏まえ、重点的に取り組まなければならない施策を3つ抽出し、重点施策として実施します。

【重点施策1】高齢者への支援の充実

本市において、80歳以上の高齢者の自殺死亡率が県と比較しても大きく乖離しています。また、自殺の原因・動機では健康障害が多く、中でも身体疾患が多い傾向です。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムなどの地域での暮らしを支える施策と連動し、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができるように、行政・民間事業所等と連携しながら高齢者支援の充実を図ります。

また、高齢者を支える家族、介護従事者、地域に対する支援も併せて行います。

(1) 高齢者とその支援者に対してこころの健康などについての

正しい知識の啓発活動の推進

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
ゲートキーパー 研修会	高齢者に携わる職種（介護支援専門員）や民生委員や元気づくりサポーター、健康推進員など社会全体で、気づき、声かけ、聞く、つなぐ、見守りのできる体制づくりのために、人材養成を行います。	【健康推進課】 高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会 ほか
こころの健康 講座	こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講演会や講座を開催します。 高齢者に携わる職種や関係機関に参加を勧奨し、自殺のリスクの高い高齢者の早期発見の対応に努めます。	【健康推進課】 ほか
各地区での 健康づくり教室	各地区で行う健康づくり教室の機会に、こころの健康や自殺に対する正しい知識等について理解を深めるための健康講話を行います。	【健康推進課】
相談窓口の リーフレット による周知	相談窓口の周知を高齢者の集まるサロンや市の事業等で配布し周知を図ります。	【健康推進課】 高齢福祉課

(2) 高齢者が生きがいを感じることができる活動の推進

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
生活支援体制 整備事業	地域を拠点として、住民が主体となり身近な場所を利用し、町内会及び関係機関と連携しながら、介護予防並びに地域コミュニティの活性化を図っていきます。	【高齢福祉課】

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
介護予防 把握事業	高齢者に対し、介護予防のための基本チェックリストを実施し、該当になった方に対して介護予防事業等につながるよう支援します。	【高齢福祉課】
介護予防 普及啓発事業	自治会単位で元気づくり教室や介護予防教室等を実施し、健康づくりに取り組む人を増やすことと共に、継続的に地域の集いの場となるように支援します。	【高齢福祉課】
元気長生き 応援事業	健康寿命日本一をめざし、元気な市民を増やすことを目的に、各地域に出向き健康教室を開催し、高齢者の生活機能向上に向けた支援を行いながら、参加者同士の交流を促し支援します。	【健康推進課】
高齢者学級・ 女性学級	社会参加や地域づくりの推進を図ります。	【生涯学習課】

(3) 支援者への支援の強化

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
高齢者 総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができるように、地域包括支援センター阿賀野・笹神に高齢者の総合的な相談窓口を置き、高齢者・介護・認知症・権利擁護等に関する相談や介護、健康、医療など様々な面から総合的にサポートします。	【高齢福祉課】
介護者のつどい ・認知症カフェ	介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場、医療・介護に携わる専門職等と集う場を開催します。	【高齢福祉課】

【重点施策 2】 経済・生活面を含む包括的な支援

自殺は健康問題だけでなく、経済・生活問題や勤務問題、家族問題等の様々な要因が複雑に関係しています。特に、本市の自殺者で多くを占める中高年層男性には、経済・生活面を含む様々な支援が必要とされています。

そのため、職域に対するメンタルヘルスの取組に加え、生活収入に関する取組を推進していきます。

また、経済・生活面において自殺リスクの高い人を早期に発見し、支援につなげるにあたっては、生活困窮者自立支援制度に基づく支援体制の強化を図るとともに、自殺対策施策と密接に連携し、生活困窮者を包括的に支援していきます。

(1) 経済・生活問題を抱える人への支援の充実

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
各種納付相談	各種税金や保険料の支払い、水道料金等の徴収の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談を、随時窓口で受け付けます。必要に応じた支援のため、連携を図ります。	健康推進課 税務課 上下水道局 ほか
中小企業者向け 制度融資	中小商工業の育成振興を図るため、金融機関を通じて制度融資を実施しています。	【商工観光課】
無料法律相談	借金などのトラブルやDV、セクハラなどの悩みを抱えた住民に対し、弁護士、司法書士等の専門家へ相談の機会を提供します。	【市民生活課】
困りごと 合同相談会	当事者や家族が抱える複数の悩みや相談ごとについて、司法書士、土地家屋調査士、公証人、法務局、行政評価事務所、行政相談委員、人権擁護委員、保健師などより 1 か所で同時に相談することができます。	【市民生活課】 健康推進課
生活困窮者 自立支援事業	阿賀野市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者に対して、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、「包括的」かつ「伴走型」の支援を継続的に実施し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をします。	【社会福祉課】 (社会福祉協議会に委託)
生活保護に 関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援をするほか、適切な関係支援先につなげます。	【社会福祉課】

(2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
職域への メンタルヘルス 出前講座	職場の働き盛り世代に向け、メンタルヘルスの出前講座を実施し、こころの健康や自殺予防について普及啓発を実施し、職場でのメンタルヘルスに取り組むきっかけをつくります。	【健康推進課】
職域への リーフレット等 の配布	商工会等と連携を図りながら市内の事業所に対して市の事業や相談窓口等の周知を図ります。	【健康推進課】
自殺予防週間(9月) 自殺対策強化月間(3月)にあわせた普及啓発活動	自殺予防週間や強化月間に合わせ、普及啓発活動を行い、市民全体にこころの健康・自殺対策について普及啓発を行います。	【健康推進課】

(3) 経済・生活問題に関する相談にあたる職員の資質向上

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
ゲートキーパー 研修	相談業務にあたる市職員や関係機関の担当者に市で行うゲートキーパー研修を周知し、参加を促します。	【健康推進課】

【重点施策3】こころの健康づくりの推進

自殺の原因・動機の多くが健康問題であるとされており、その中でも精神疾患の占める割合は高くなっています。自殺既遂者のほとんどは生前に何らかの精神障がいに罹患した状態であったことが、多くの研究から言われています。しかし、その大多数が精神保健の専門家に受診していなかったと言われおり、精神障がいを抱える人を早期に精神保健医療福祉につなげることが大切です。

また、新潟県アルコール健康障害対策推進計画では、「国の大規模疫学調査によると、アルコールの多飲が自殺等のリスクを高めると指摘されています」との記載があります。

そのため、自殺との関係がみられるうつ病等の精神疾患やアルコール関連問題等について早期支援・対策を充実させていきます。

併せて、困難やストレスに直面した場合に、それらの問題への対処方法や相談先に関する知識の普及啓発を、地域の関係機関、団体と連携し、市民のこころの健康づくりを推進します。

(1) 地域におけるこころの健康づくりの推進

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
こころの 健康講座	こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講演会や講座を開催します。	【健康推進課】
市民向けの ゲートキーパー 研修会	日ごろから地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、関係団体、地域ボランティア等にゲートキーパーの人材養成を行います。	【健康推進課】 高齢福祉課 社会福祉課 ほか
各地区での 健康づくり教室	各地区で行う健康づくり教室の機会に、こころの健康や自殺に対する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行います。	【健康推進課】
さくらの会 家族会・交流会	精神障がい者の家族に対して学習会や交流会を行い、精神疾患に関する知識の向上や、家族同士の交流を図ります。	【健康推進課】

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
精神保健福祉 ボランティア の育成	精神保健福祉ボランティアの養成講座や研修会を開催します。	【健康推進課】

(2) 精神疾患等の早期支援の推進

事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
うつチェックリスト を用いた 相談・訪問事業	うつチェックリストを用い 40 代、50 代国 保健診受診勧奨訪問時に実施します。 自殺対策強化月間等にうつチェックリストを 全戸配布し、相談を受けます。	【健康推進課】
自立支援医療 受給者訪問	精神疾患により通院治療を受けている市民を 対象に、地区担当保健師が訪問を行い、生活や 疾患の状況を把握し、必要な支援やサービスに 早期からつなぐとともに、今後必要としている 支援（サービス）についても検討します。	【健康推進課】
産後うつ スクリーニング 事業	新生児訪問時、産後うつ尺度を見るアンケート (EPDS) などを実施した結果、うつ傾向、 育児不安が強い産婦については、必要に応じた 支援をします。	【健康推進課】
こころの 健康相談	こころの健康についての不安や悩みの相談に 保健師が電話や来所・訪問相談に応じます。	【健康推進課】

(3) 地域における関係機関・関係団体との連携の強化

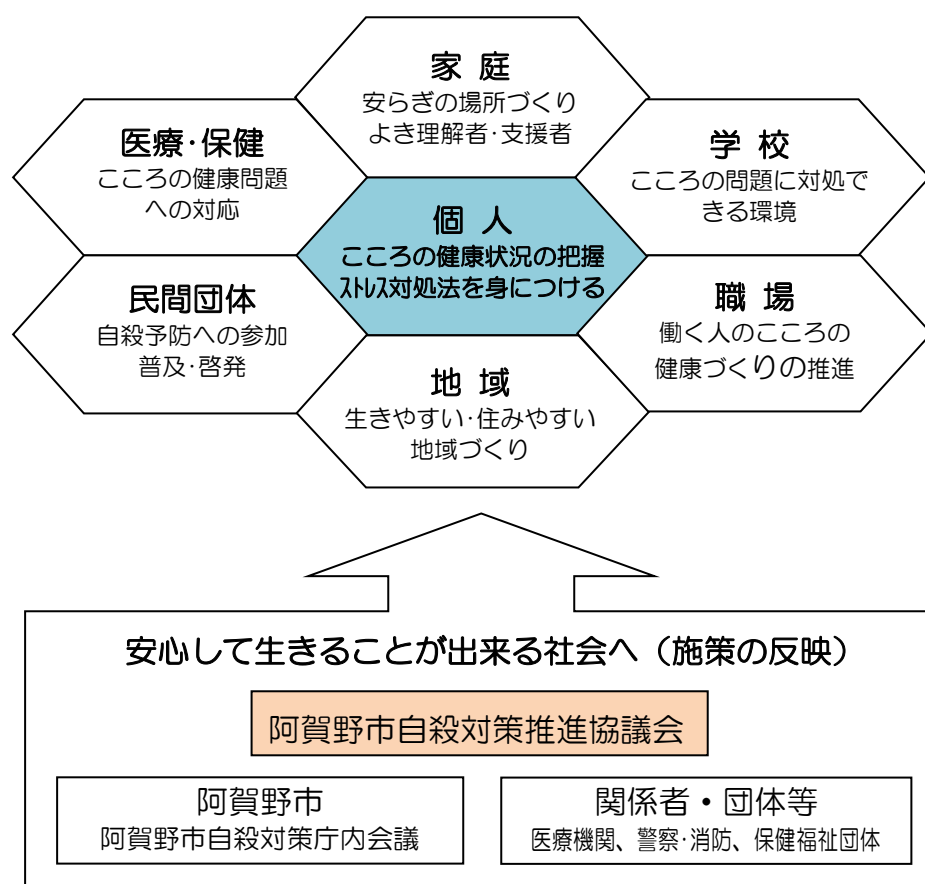
事業・取組	概 要	【担当課】 関係課・機関
自殺対策関係者 対応研修	メンタルヘルス対策を推進する関係機関と連 携し、テーマを決め研修を行い相談者の資質向 上と連携の強化を図ります。	【健康推進課】
専門職・支援者 向け ゲートキーパー 研修会	保健、医療、介護、福祉、経済、労働等様々 分野において相談・支援等を行う市職員や市内 の相談機関に従事する職員に対し、気づき、声 かけ、聞く、つなぐ、見守りのできる体制づく りのために、人材養成を行います。	【健康推進課】 地域包括支援センター 障がい者基幹相談支援センター 消防本部 相談支援事業所 社会福祉協議会 ほか
障がい者 自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係す る機関とのネットワーク構築を行い、関係機関 の連携体制の強化を図ります。	【社会福祉課】 障がい者基幹相談センター

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

計画の推進にあたっては、「阿賀野市自殺対策推進協議会」を中心に医療機関、警察・消防等の関係行政機関、保健福祉の関係団体と相互に緊密な連携、協力を図りながら、市民の意見を取り入れ、市民と行政が一体となって総合的に推進し、各種施策に取り組んでいきます。

「阿賀野市自殺対策推進協議会」においては、随時、計画の推進状況等について点検・評価し、着実な推進を図ります。



2 関係者の役割

○市民の役割

自殺者の減少を図るため、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、傍観者とならず、自殺対策の主役として取り組みましょう。

また、自らの心の健康状態や身近な人たちの変化に気づくことが出来るよう、自殺対策についての知識を学ぶことも大切です。

○家庭の役割

家庭は最も身近な存在であると共に、気楽に話すことが出来、よき理解者・支援者がいる場所です。家庭が安らぎと憩いの場所となることが心の健康を保つために重要です。

また、家族はお互いの心の変化に気づき、不安や心配があるときは、早期に関係機関・団体に相談する事が重要です。

○地域の役割

地域には、民生委員や市役所、保健センターなどの身近な相談窓口があり、それぞれの関係機関が連携することにより、自殺の危険性の高い人への早期介入が期待されます。

また、家庭や学校、職場など地域の様々な関係機関が連携することにより地域の特性を活かした支援をすることも重要となります。

地域の中で、共に支え合い協力し合いながら、地域住民を支えていくことが大切となります。

中でも、自治会は最も身近な組織であり、日頃のあいさつ等は地域の信頼関係を築き、心の支えにもなります。自治会活動に参加できない方に対しても、近隣の方や役員の連携により様子を把握し、地域の絆を深め支え合う環境づくりが望まれます。

○学校の役割

学校では、命の尊さなどを学ばせる教育や相談体制の充実、いじめ問題への対応などの施策を通じて、自殺予防対策の一層の充実を図ることが求められています。

また、児童生徒の日常的な心身の健康状態を把握し、いつもと違う様子に気づいた時は、家庭や専門機関などと密接な連携を取り、早期発見・早期対応が出来る組織体制を学校内に整備し、子どもを見守り育てるネットワークの構築が重要となります。

○職場の役割

職場では、メンタルヘルス対策の充実、心の健康問題に対する正しい知識の啓発・普及、心の健康問題を相談しやすい環境を作ることなどが重要です。

○医療・保健の役割

うつ病疾患など自殺の危険性のある人の早期発見・早期対応を図ることは重要です。適切な医療や支援に繋げるために、診療に関する知識や技術の向上及び、かかりつけ医と精神科医の連携体制の強化に向けた取り組みが求められます。

地域保健においては、心の健康づくりの推進と併せ、相談体制の充実や自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みが必要です。

○マスメディアの役割

市民は、新聞、テレビやインターネットなど様々なところから情報を得ることができ、特にインターネットは情報量も多いため、どの情報が正しいのか判断するのが難しい状況があります。

また情報だけに頼り、偏った知識などにより、自殺に結びついてしまう危険性もあります。

そのため、マスメディアは、WHO(世界保健機関)の「自殺予防・メディア関係者のための手引き」に基づき、自殺の報道については十分注意が必要です。また、市民に向けて、心の健康問題について、正しい知識の啓発・普及をすることが大切となります。

○関係機関・団体の役割

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、法律、警察、消防、産業保健など、様々な分野の関係機関・団体との密接な連携が重要で、総合的で実働的な支援体制が求められます。

関係機関同士、それぞれに専門性や得意分野を活かし合い、足りない部分を補いながら、具体的かつ有効な支援を行っていくために、お互いの顔の見える関係づくりの中で連携を強化していくことが大切です。

○阿賀野市自殺対策推進協議会の役割

関係機関・団体などの代表による自殺対策推進協議会は、総合的、複合的な自殺対策を市全体で総力を挙げて推進していくために、連携強化を図り、自殺対策の実践化について協議と評価を行っていきます。

○阿賀野市庁内自殺対策会議の役割

市の関係各課の代表による庁内自殺対策協議会は、庁内関係各課の連携を強化し、自殺対策の充実に向けて取り組んでいきます。

○市の役割

市は、一人でも多くの尊い命を救うため、市民の心の健康づくりに努め、市民、地域、関係機関・団体などと密接に連携し、総合的かつ計画的に地域の実情に沿った効果的な自殺対策を推進していきます。

第6章 関係資料

- 阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る条例
- 阿賀野市自殺対策推進協議会設置要綱
- 阿賀野市自殺対策推進協議会委員名簿
- 阿賀野市庁内自殺対策会議名簿
- 自殺対策基本法
- 生きる支援関連施策一覧
- 相談窓口一覧

阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る条例

平成25年12月18日

条例第53号

豊かな自然環境の阿賀野市で、そこに住む市民一人ひとりが、心身共に健康で、「だれもが安心していきいきと暮らせる」ことが大切であると考えます。

しかし、全国的に自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、阿賀野市においても、同様の傾向で推移しています。これは、経済背景や職場環境、家族関係の複雑さなどからのストレスが関連して、誰にも相談できないと感じながら悩み苦しんだ末の死であると考えます。

市民一人ひとりが、「こころ」と「いのち」を大切にし、悩み苦しむ人が孤立せず、家族や地域全体が、支え合えるあたたかい阿賀野市となるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、阿賀野市（以下「市」という。）の自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図り、もって市民が心身共に健康で、「だれもが安心していきいきと暮らせる」ことを目指して、市民やその家族、地域が共に支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(自殺対策)

第2条 自殺対策は、次に掲げるように実施するものとする。

- (1) 自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的な要因が関与していることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない。
- (2) 自殺には多様かつ複雑な原因及び背景が関与しているため、精神保健福祉の観点と合わせ、自殺の実態に即して実施されなければならない。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- (4) 市民が地域で支え合う地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな施策として実施されなければならない。
- (5) 市、国、新潟県、医療機関、事業主、学校等教育機関及び自殺防止等に関する民間団体並びに市民等の相互の密接な連携の下に実施しなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、国、新潟県及び関係機関と協力し、自殺に関する現状を把握し、自殺防止に関する対策を推進しなければならない。

2 市は、第4条、第5条及び第6条に規定する事業主、市民及び学校等教育機関の自殺防止等に関する取り組みを支援するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策について関心と理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、労働者の心身共に健康の保持が図れるよう、労働体制や環境の整備等適切な措置に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが心身共に健康の保持が図れるよう、又は自殺防止に向けた取り組みを行えるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

第6条 学校等教育機関は、自殺対策について関心と理解を深め、市、関係機関及び保護者等と連携しながら、児童・生徒・学生・教職員等が心身共に健康の保持が図れるよう、適切な教育及び指導に努めなければならない。

2 学校等教育機関は、自殺防止に向けて必要な調査や情報収集等に努めなければならない。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本的施策)

第9条 市は、この条例の目的を達成するために、自殺総合対策の推進にかかる行動計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を講じるものとする。

- (1) 自殺対策及び自殺防止に関する情報の収集と調査、整理及び分析の推進
- (2) 自殺対策及び自殺防止に関する事並びに心身の健康保持に関する市民の関心と理解の増進
- (3) 自殺対策及び自殺防止に関する人材の養成と確保
- (4) 心身の健康の保持増進のための相談体制の整備
- (5) 医療機関との連携体制の構築と整備
- (6) 自殺対策及び自殺防止に関して関係機関や民間団体との連携体制の構築
- (7) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援
- (8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援と協力
- (9) その他、市長が必要と認めるもの

(自殺対策推進協議会の設置)

第10条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、市民及び関係機関で構成する自殺対策推進協議会を設置するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

阿賀野市自殺対策推進協議会設置要綱

平成21年9月29日

告示第176号

(設置)

第1条 市民の自殺対策を総合的に推進するため、阿賀野市自殺対策推進協議会（以下「協議会」等。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、阿賀野市の自殺の実態を共有するとともに総合的な自殺対策とその実践化について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係団体及び民間団体の代表者
- (3) 関係行政機関及び警察署の職員
- (4) 市内事業所の代表者
- (5) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長、副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、会議のときは議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年9月29日から施行する。

阿賀野市自殺対策推進協議会委員名簿

任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

所属団体	職 名	氏 名	選出区分	備考
医師会阿賀野支部	支部長	本 田 吉 穂	医療関係団体	
司法書士会	大湊司法書士 事務所	大 湊 克 也	学識経験者	
阿賀野警察署	生活安全課長	増 子 信 次	警察署	
新発田地域振興局 健康福祉環境部	部 長	阿 部 俊 幸	関係行政機関	
阿賀野市消防本部	消防長	肥 田 浩 明	関係行政機関	
阿賀野市校園長会	会 長	佐 藤 元 彦	関係行政機関	
水原商工会	事務局長	前 田 勝 夫	事業所関係	
民生委員児童委員 協議会	会 長	佐久間 榮一	民間団体	
市民の代表		圓山 あや子	住民代表	
社会福祉課	課長補佐	保 科 和 文	関係行政機関	
新発田地域振興局 健康福祉環境部	地域保健課 課長代理	中村 美穂子	—	事務局
健康推進課	課長	菅井 真由美	—	事務局
健康推進課	課長補佐	小 池 勉	—	事務局

阿賀野市庁内自殺対策会議名簿

令和元年度

所 属	職 名	氏 名	備 考
税務課	課長補佐	塚 野 敏 之	
市民生活課 相談係	副参事	島 田 智	
社会福祉課 援護係	係長	辻 直 樹	
社会福祉課 障害福祉係	係長	渡 辺 貴 子	
社会福祉課 障がい者基幹相談支援センター	相談支援係長	山 二 佳代子	
高齢福祉課 地域包括支援センター	センター長	山 崎 美香子	
高齢福祉課 地域包括支援センター	次長	江 口 教 子	
生涯学習課	課長補佐	清 野 武	
学校教育課	課長補佐	陸 俊 弘	
学校教育課 教育センター	教育指導主事	芋 川 敏 之	
商工観光課 商工振興係	係長	丸 山 朋 昭	
上下水道局 営業係	係長	杉 山 真 紀	
健康推進課	課長補佐	小 池 勉	
健康推進課 子育て世代包括支援センター	センター長	小見 江梨子	
健康推進課 健康づくり係	係長	佐 藤 美 穂	事務局
健康推進課 健康づくり係	主任	五十嵐 香 織	事務局
健康推進課 健康づくり係	保健師	猪 爪 静	事務局

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（事項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組み等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保

持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修会の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重しあいながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二項に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

・
・ (略)
・

附 則 (平成二十八年三月三十日法律第 十一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

生きる支援関連施策一覧

事業名	「生きる支援」実施内容 ＊自殺対策担当課（健康推進課）と連携して実施	担当課
1. 既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進		
民生・児童委員事務	民生・児童委員定例会において、自殺対策等に関する情報を盛り込み実施します。	社会福祉課
市政出前講座	「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、講話メニューに加えることで住民への啓発の機会となる。	市長政策・市民協働課
栄養教室 （食生活改善推進委員養成講座）	講座の中に、こころの健康や相談支援機関等について学習する機会を設け、知識啓発を行う。	健康推進課
健康推進員研修会	研修会の中に、こころの病気や相談支援機関について学習する機会を設け、知識啓発を行う。	健康推進課
商工会事業に対する補助など	商工会に対し、メンタルヘルスの健康講座開催の依頼やこころの健康講座の開催のお知らせを会員向けに周知する。	商工観光課
2. 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修）を様々な分野で推奨する		
障害者福祉事業	障害者福祉事業に携わる職員に対し、ゲートキーパー研修等を実施します。	社会福祉課
相談支援専門員による相談業務	相談員が自殺のリスクとなりうる生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなぎ、見守る役割を担えるように、相談員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	社会福祉課
高齢者総合相談事業	高齢者の自殺のリスクとなりうる生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなぎ、見守る役割を担えるように、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	高齢福祉課
高齢者等の介護予防	事業所の職員やサロン等の運営に関わるボランティアの人に対して、ゲートキーパー研修等を実施します。	高齢福祉課
住民への電話相談	各種相談を総合的に受けるため、自殺のリスクとなりうる生活上の様々な問題に気づき、支援につなげるため、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	市民生活課

事業名	「生きる支援」実施内容 ＊自殺対策担当課（健康推進課）と連携して実施	担当課
消費生活対策事務	消費生活に関する相談をきっかけに、自殺のリスクとなりうる生活上の様々な問題に気づき、支援につなげるため、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	市民生活課
国民健康保険税の賦課、収納、減免 介護保険料の賦課、収納、減免	徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	健康推進課 高齢福祉課
水道料金収納業務	収納の過程で、自殺のリスクとなりうる生活上の様々な問題に気づき、支援につなげるため、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	上下水道局
市税の納税相談	相談を受けたり、徴収を行う過程で、自殺のリスクとなりうる生活上の様々な問題に気づき、支援につなげるため、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	税務課
健康推進委員会 活動事業	健康推進員に対し、ゲートキーパー研修を周知し、受講を推奨します。	健康推進課
3. 包括的な生きる支援情報（相談先一覧等）を幅広く届けていく		
ガイドブック作成	ガイドブック改定時に、生きる支援に関する相談窓口の一覧情報の情報提供を行い、相談機関の周知の拡充を図ります。	社会福祉課
母子保健事業 母子健康手帳交付等	母子保健事業において、育児相談やこころの健康相談等の相談先がわかるリーフレット等を手渡す。	健康推進課
集団健診、特定健診	健診を受けた方に、チラシや生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布し、相談機関の周知を図ります。	健康推進課
自殺予防 パンフレットの配布	救急法講習会出向時に、チラシや生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布し、相談機関の周知を図ります。	消防本部
4. 様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を広める		
新潟いのちの電話 の紹介	誰もが相談しやすい体制づくりを行う。 連携を図りながら、相談窓口の充実を図る。	健康推進課

事業名	「生きる支援」実施内容 ＊自殺対策担当課（健康推進課）と連携して実施	担当課
5. あらゆる分野での広報・啓発を強化する		
図書館事業の充実	生きることの包括的な支援に関連する展示やリーフレットの配布を行い、情報提供の場となる。	生涯学習課
人権啓発事業	イベント時に、チラシや生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレット等の配布を検討します。	市民生活課
児童虐待防止対策 の充実	研修会や講演会時に、チラシや生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレット等の配布や設置を検討します。	健康推進課

相 談 窓 口 一 覧

分類	相談内容	相談窓口	電話番号	開設時間・備考
こころ	自殺などさまざまな こころの悩み	新潟いのちの電話(新発田)	0254-20-4343	毎日 24 時間
		新潟いのちの電話（新潟）	025-288-4343	
		こころの相談ダイヤル	0570-783-025	
		下越地域 いのちとこころの支援センター	0254-28-8880	月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
精神 保健	こころの健康に関する 相談	新潟県精神保健福祉センター	025-280-0113	月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時
		新発田保健所 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	0254-26-9133	月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
		阿賀野市役所 健康推進課 (水原保健センター)	0250-62-2510	
青少年 子ども	子育ての悩みや非行・ 虐待など	新発田児童相談所	0254-26-9131	月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
	子育ての悩み・虐待 など	阿賀野市役所 健康推進課	0250-62-2510	
	不登校、いじめに 関すること	阿賀野市教育センター	0250-62-2790	月～金（祝日を除く） 9 時～16 時
	いじめ、その他学校 生活に関すること	新潟県いじめ相談電話	025-526-9378	毎日 24 時間
	家庭教育の悩みや不安 についての相談	家庭教育・子育て電話相談 「すこやかコール」	Tel 025-283-1150 fax 025-284-6019	Tel 月～金(祝日を除く) 13 時～19 時 fax 月～金(祝日を除く) 19 時～翌日 13 時
	子どもの人権に かかわる相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
女性	配偶者からの暴力、離 婚、女性の悩み、保護 に関する相談	新潟県女性福祉相談所	025-381-1111	月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
	DV・セクハラ被害 などの女性の人権相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
生活	生活困窮者に対する 相談	暮らしサポートセンターあがの	0250-67-9500	月～金（祝日を除く） 9 時～17 時
職場	メンタルヘルスに 関すること	新潟産業保健総合支援センター	025-227-4411	月火木金（祝日を除く） 13 時 30 分～16 時 30 分 第 1・3 木 16 時～19 時
		新発田地域産業保健センター	0254-23-8366	月水木（祝日を除く） 13 時～17 時 30 分

分類	相談内容	相談窓口	電話番号	開設時間・備考
職場	労働問題に関する相談	新潟労働相談所	0250-23-6110	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分 毎月第3日曜 13時～17時15分
経営	中小業者の経営、金融、税金、生活、多重債務等に関する相談	新潟県商工団体連合会	025-274-9661	月～金 9時～17時
	中小業者を対象に経営相談	水原商工会（62-2047） 安田商工会（68-2208） 笹神商工会（62-4563） 京ヶ瀬商工会（67-2743）		月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
法律	各種法律問題全般	新潟県弁護士会	025-222-5533	月～金（祝日を除く） 9時～17時
		新潟県司法書士会総合相談センター	025-240-7867	月～金（祝日を除く） 10時～12時 13時～16時
		日本司法支援センター法テラス新潟	050-3383-5420	月～金（祝日を除く） 9時～17時
		日本司法支援センターサポートダイヤル	0570-078374	月～金 9時～21時 土 9時～17時 （祝日除く）
金融	サラ金、クレジット等、多重債務に関する相談	新潟県司法書士会 多重債務ホットライン	025-240-7974	月～金（祝日を除く） 10時～12時 13時～16時
医療 機関	うつ等精神的な症状に 関しての治療と相談	県立新発田病院（新発田市）	0254-22-3121	精神科病院等 *基本的に予約制ですの で、事前に電話確認して ください。
		有田病院（新発田市）	0254-22-4009	
		黒川病院（胎内市）	0254-47-2422	
		南浜病院（新潟市北区）	025-255-2121	
		松浜病院（新潟市北区）	025-259-3241	
		河渡病院（新潟市東区）	025-274-8211	
		末広橋病院（新潟市東区）	025-274-6311	
		新津信愛病院（新潟市秋葉区）	0250-22-2161	診療所・クリニック *基本的に予約制ですの で、事前に電話確認して ください。
		斎藤医院（新発田市）	0254-24-1336	
		しばた心と体クリニック（新発田市）	0254-28-3200	
		すずき医院（新発田市）	0254-20-5055	
		中ざわ心療クリニック（新潟市東区）	025-272-1200	
		さいとうメンタルクリニック （新潟市東区）	025-275-7121	
		かとう心療内科クリニック （新潟市江南区）	025-382-0810	
		ささえ愛よろずクリニック （新潟市秋葉区）	0250-47-7285	

阿賀野市自殺総合対策行動計画

令和元年 12 月策定

阿賀野市 民生部 健康推進課

〒959-2092

阿賀野市岡山町 10 番 15 号

TEL : 0250-62-2510

FAX : 0250-62-2513

E-mail : kenko@city.agano.niigata.jp